選挙細則

(選挙管理委員会)

第1条 本協会の理事及び監事の選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

- 1) 選挙管理委員長は選挙「公示」前に理事会により指名される。
- 2) 選挙管理委員長は選挙管理委員を指名することが出来る。
- 3) 選挙管理委員長及び選挙管理委員の任期はその年の選挙終了までとする。

第2条 選挙管理委員は次の事務を行う。

- 1) 立候補者または推薦候補者の資格審査
- 2) 立候補者または推薦候補者の立候補の受付および辞退に関する事務
- 3) 候補者締め切り後、投票の21日前までに候補者名簿をオペレーションスタッフに送付する等の周知
- 4) 投票及び開票の事務
- 5) その他の選挙に関する事務

(選挙の公示)

第3条 協会事務局は選挙資料の発行及び選出する理事及び監事数を公示する。公示は、選挙の日の45日以上前に行う。

(選挙権および被選挙権)

第4条 オペレーションスタッフは選挙権を有す。アシスタントスタッフは、被選 挙権を有す。選手会員、名誉会員及び賛助会員は被選挙権を有さない。

(選挙人名簿)

第5条 その年のオペレーションスタッフ名簿をもって選挙権名簿とする。

(選挙の方法)

第6条 選挙は総会において選挙人1人につき、候補者全員を記名した1枚の投票 用紙を配り、定数以内の○をつけ、投票する複数制により行う。定数以上 の○がついている場合は無効票とする。不在投票は選挙管理委員会から送 られた不在投票用紙にオペレーションスタッフみずからが必要事項を記入 して返送した場合のみ認められる。電子投票の場合は、不在投票に準ずる。

(当選理事の数および条件)

第7条 理事は15名以内で任期を2年とし、監事は2名以内で任期を4年とする。

- 1) 理事は東西水域に各3名を下回らないように配分する
- 2) 理事が任期中に欠員した場合は、次の選挙にて補充し、後任者の任期は前任者の残存期間とする。

(当選の決定)

- 第8条 選挙は有効投票の多数を得たものをもって当選者とする。同数の場合は議 長が裁定する。
- 第9条 投票の効力に関する事項は、選挙管理委員会により決定する。
- 第10条 開票は、投票終了後直ちに行う。
- 第11条 候補者が定数を超えない場合は、投票の手続きによらないで、その候補者 を当選者とすることが出来る。
- 第12条 当選者は当選の通知を受けた開票の当日に辞退の申し出が無ければ承認したものとする。
- 第13条 次点者は開票の当日に繰り上がらなければ、当選とならず、総会承認後の 繰上げ権は無効とする。したがって、立候補が定数を超えていても、承認 後欠員した場合には定数は不足する。

(立候補等の方法)

- 第14条 候補者は、3クラブ以上の推薦を必要とし下記書面を選挙の30日前まで に選挙管理委員会に届けなければならない。
 - 1) 立候補届又は他薦の場合は承諾書 様式自由(JODA ならびに JSAF の会員番号を明記のこと)
 - 2) 推薦状は JODA 加盟クラブ代表者 3 名以上の推薦状 様式自由(JODA ならびに JSAF の会員番号を明記のこと)
- 第15条 候補者は選挙管理委員会が認めた場合、いつでも辞退ができる。選挙管理 委員会は投票前に選挙人に辞退候補者名を伝えなければならない。
- 第16条 不在投票が辞退者に投票された場合には、その投票権は無効となり、再投票はできない。

(附則)

1) この細則は、2022年6月25日から施行する。

以上